

生 少 女 甲 達 第 4 号

平 成 2 9 年 3 月 2 1 日

〔 改 正 令 和 4 年 3 月 1 8 日
警 務 甲 達 第 1 2 号 〕

各 部、課、隊、所、校、署 長 殿

福 井 県 警 察 本 部 長

児 童 生 徒 の 健 全 育 成 の た め の 「 福 井 県 学 校 ・ 警 察 連 携 制 度 」 の 実 施 に つ い て

児 童 生 徒 の 健 全 育 成 の た め の 「 福 井 県 学 校 ・ 警 察 連 携 制 度 」 (以 下 「 連 携 制 度 」 と い う 。) に つ い て は、児 童 生 徒 の 健 全 育 成 の た め の 「 福 井 県 学 校 ・ 警 察 連 携 制 度 」 の 実 施 に つ い て (平 成 2 5 年 生 少 甲 達 第 8 号。以 下 「 旧 通 達 」 と い う 。) に 基 づ き、平 成 2 5 年 5 月 1 日 か ら 運 用 し て い る も の で あ る が、こ の 度、連 携 機 関 を 拡 大 し、平 成 2 9 年 4 月 1 日 か ら 運 用 す る こ と と し た の で、関 係 所 属 に あ っ て は、下 記 の と お り、連 携 制 度 の 適 正 か つ 効 果 的 な 運 用 を 図 ら れ た い。

な お、旧 通 達 は、平 成 2 9 年 3 月 3 1 日 を も っ て 廃 止 す る。

記

1 目 的

連 携 機 関 が、そ れ ぞ れ 自 ら の 役 割 を 果 た し つ つ、そ の 役 割 を 相 互 に 理 解 し、緊 密 な 連 携 の 下 に 情 報 を 交 換 し、又 は 共 有 す る こ と に よ っ て、児 童 生 徒 の 安 全 確 保 及 び 非 行 等 問 題 行 動 の 防 止 を 図 り、も っ て 児 童 生 徒 の 健 全 育 成 に 資 す る こ と を 目 的 と す る。

2 連 携 機 関

- (1) 福 井 県 警 察 本 部 及 び 県 内 の 警 察 署
- (2) 福 井 県 教 育 委 員 会 及 び 福 井 県 立 学 校
- (3) 県 内 の 市 町 教 育 委 員 会 並 び に そ の 所 管 す る 小 学 校 及 び 中 学 校
- (4) 福 井 県 警 察 本 部 少 年 女 性 安 全 課 長 と 校 長 が 連 携 制 度 に 関 す る 協 定 を 締 結 し た 県 内 の 私 立 学 校

3 連 携 の 内 容

- (1) 児 童 生 徒 の 安 全 確 保 及 び 非 行 等 問 題 行 動 に 関 し 必 要 と 認 め る 情 報 を 交 換 し、又 は 共 有 す る こ と。
- (2) 児 童 生 徒 の 安 全 確 保 及 び 非 行 等 問 題 行 動 に 関 し 必 要 に 応 じ て 協 議 を 行 い、当 該 事 案 の 未 然 防 止 や 解 決 に 向 け た 具 体 的 な 対 策 を 講 ず る こ と。

4 連 絡 責 任 者 等

連 携 制 度 の 円 滑 な 運 用 を 図 る た め、連 携 機 関 ご と に 連 絡 責 任 者 を 置 く こ と と さ れ て い

る。

各連絡責任者は、所属警察職員のうちから連絡担当者を指定するものとし、必要と認めるときには、連絡担当補助者を指定することができる。

(1) 警察の連絡責任者等

ア 連絡責任者

警察本部にあつては少年女性安全課長、警察署にあつては警察署長とする。

イ 連絡担当者

警察本部にあつては少年女性安全課の少年関係機関との調整を担当する課長補佐、警察署にあつては生活安全担当課長を連絡担当者とする。

ウ 連絡担当補助者

警察本部にあつては少年女性安全課の少年関係機関との調整を担当する係長、警察署にあつては少年関係事案を担当する係長とする。

(2) 学校等の連絡責任者等

ア 連絡責任者

県教育委員会にあつては高校教育課長及び義務教育課長、県内の各市町教育委員会にあつては学校教育主管課長、各学校（2の（2）から（4）までに掲げる学校をいう。以下同じ。）にあつては校長がそれぞれ指定されている。

イ 連絡担当者

県教育委員会にあつては高校教育課及び義務教育課の生徒指導・学校同和教育グループ主任、市町教育委員会にあつては生徒指導担当指導主事等、各学校にあつては教頭がそれぞれ指定されている。

ウ 連絡担当補助者

県教育委員会にあつては高校教育課及び義務教育課の生徒指導・学校同和教育グループ員、各学校にあつては生徒指導主事等がそれぞれ指定されている。

5 連絡対象事案

学校と警察が相互に連絡を行う対象事案（以下「連絡対象事案」という。）は、次に掲げる事案とする。

(1) 警察から学校への連絡対象事案

ア 逮捕事案並びに逮捕事案以外の検挙及び補導に係る事案のうち、警察が学校との連携を必要と認めるもの

イ 犯罪被害に係る事案のうち、警察が学校との連携を必要と認めるもの

(2) 学校から警察への連絡対象事案

ア 児童生徒の非行等問題行動及びこれらによる被害の未然防止並びに児童生徒の安全確保のため、学校が警察との連携を必要と認めるもの

イ 犯罪被害に係る事案のうち、学校が警察との連携を必要と認めるもの

6 警察から学校等への連絡

(1) 連絡内容

5の（1）に係る児童生徒の氏名及び住所、当該事案の概要並びに警察が行った指導、措置等児童生徒の健全な育成に資するために必要な情報とする。

(2) 連絡方法

ア 管轄区域内に所在する学校に在籍する児童生徒に係る連絡

警察署の連絡責任者が学校との連携を必要と認めるときは、警察署の連絡担当者又は警察署の連絡担当補助者（以下「警察署連絡担当者等」という。）は、連絡票（学校への連絡用）（別記様式第1号）を作成し、その記載内容をもって警察署の連絡責任者等が口頭（対面又は電話）により速やかに学校等（2の（2）から（4）までに掲げる連携機関をいう。以下同じ。）へ連絡すること。

警察署連絡担当者等は、受理者（学校の連絡責任者等）の氏名等、連絡時に確認した事項を連絡票（学校への連絡用）に追記するとともに、本部の連絡責任者にその写しを速やかに送付すること。

イ 管轄区域外（県内）の学校に在籍する児童生徒に係る連絡

県内の自署管轄区域外の学校に在籍する児童生徒に係る連絡対象事案を取り扱った警察署の連絡責任者は、当該学校の所在地を管轄する警察署の連絡責任者を通じて、（1）及び（2）アにより学校への連絡を行うこと。この場合において、作成した連絡票（学校への連絡用）の写しを、当該学校の所在する警察署の連絡責任者に送付するとともに、連携して必要な対応を行うこと。

(3) 連絡時期

事案に応じて、次に定める時期に連絡を行うものとする。

ア 逮捕事案については、逮捕後できるだけ早い時期とする。ただし、捜査に支障があるときは、支障がなくなった時点とする。

イ 任意事案、触法事案及びぐ犯事案については、事案の全容が判明した時点とする。ただし、捜査又は調査に支障があるときは、捜査若しくは調査が終了した時点又は送致（付）若しくは通告した時点とする。

ウ 不良行為少年に係る事案については、事案発生の都度、学校における継続指導の必要性を判断して、速やかに行うこととする。

エ 犯罪被害に係る事案については、原則として、保護者の同意を得た上で、できるだけ早い時期とする。

7 学校から警察への連絡

(1) 受理

警察署連絡担当者等は、学校から連携制度に基づく連絡を受けた場合、連絡票（受理用）（別記様式第2号）を作成の上、その措置に関して連絡票（別紙）（別記様式第3号）に必要事項を記載の上、警察署の連絡責任者の指揮を受けなければならない。緊急を要する場合で、警察署の連絡責任者が不在又はその他の理由により指揮を行うことができないときは、副署長が代わって指揮するものとする。

警察署の連絡責任者に代わり指揮を行った副署長は、速やかに連絡の概要及び指揮事項を警察署の連絡責任者に報告するとともに、承認を受けなければならない。

(2) 措置

警察署連絡担当者等は、警察署の連絡責任者又は副署長（以下「警察署の連絡責任者等」という。）が指揮した事項について、時期を失することなく児童生徒の非行防止、被害防止、安全確保その他児童生徒の健全育成に資する必要な措置を執るものとする。

(3) 記録

警察署の連絡責任者は、(2)による措置を行った後、警察署連絡担当者等に対し、速やかに指揮内容及び措置の内容を連絡票(別紙)に記載させ、その処理経過を明らかにした上で写しを作成し、(1)で作成した連絡票(受理用)の写しとともに本部の連絡責任者に送付すること。

8 連絡票の保存期間

作成した連絡票(学校への連絡用)、連絡票(受理用)及び連絡票(別紙)の保存期間は、年度で10年とする。

9 留意事項

(1) 秘密保持の厳守

連携制度において取り扱う情報は、個人情報保護の観点から、連携制度の目的から逸脱した取扱いは、厳にこれを禁ずるものとし、警察の連絡責任者の指揮の下、情報管理を徹底し、秘密保持を厳守すること。

(2) 連絡漏れの防止

警察の連絡責任者は、連絡対象事案が、生活安全部門だけではなく、他部門においてもあり得ることを念頭に、全警察職員に対して連携制度の周知徹底を図り、関係部門の連携を強化し、連絡漏れの防止を図ること。

なお、警察署の連絡責任者は、連絡の要否に疑義がある場合には、事前に本部の連絡責任者と協議すること。

(3) 学校関係者との緊密な連携

警察署の連絡責任者は、連絡担当者等に、連絡の具体的要領について、学校との連絡協議会等の機会を通じて相互に確認させるなど、制度の運用に誤りのないよう事前に緊密な連携を図ること。

(4) 正確な連絡

警察署の連絡責任者は、共犯者多数の事件や複雑な事案等を連絡する場合には、学校の連絡担当者等の正確な理解を得るため、警察署の連絡担当者等に対面による連絡方法を指示するなどの点に配慮した指揮を行うこと。

なお、警察署の連絡担当者等はこのような複雑な事案の場合でも資料等の提供ができないことに留意すること。また、連絡内容について、私見や推測にわたる言動は慎むこと。

(5) 情報の取扱いに関する要請

警察署の連絡担当者等が学校に連絡するときは、学校が連携制度の目的を踏まえ、連絡内容のみによって不利益処遇を行う等、児童生徒の健全育成に反する措置を執ることがないように、連絡をした都度、当該学校の連絡責任者に対する要請を徹底すること。

(6) 保護者の理解と協力

犯罪被害に係る事案のうち、警察が学校との連携を必要と認めて連絡する場合は、原則として保護者の同意を受けるものとする。

また、連携制度では、原則として保護者の同意を必要としていないが、保護者に対して制度の趣旨と学校と連携した対応の必要性、学校に(5)の要請を行っているこ

とを説明した上で、学校へ連絡することへの理解を得るよう努めるとともに、保護者等において在籍する学校に自ら連絡するよう指導すること。

なお、連絡時期において連絡対象事案に該当しない事案であっても、事後の経過等によっては、連絡の必要性が発生する場合もあり得ることから、保護者等に対し安易に「学校へは連絡しない。」などの言動を行うことは、厳に慎むこと。

(7) 保護者からの苦情等に対する対応

警察署の連絡責任者は、学校への連絡に関して保護者から苦情等が寄せられた場合、学校と連携した対応の必要から学校に連絡した旨を明確に説明し、理解を得られるように努めること。この場合において、保護者からの苦情等の内容が、連絡を受けて学校が行った不利益処遇に関するものであるときは、学校にその旨を連絡し、学校の連絡責任者等に対応を求めること。

なお、この場合、速やかに所定の措置を執るとともに、苦情等の内容を少年女性安全課長に速報すること。

10 児童生徒への適切な対応

- (1) 連携制度の目的は、警察と学校が連携して児童生徒の健全育成を図るためであることを十分認識し、個々の事案に応じて適切な措置が講じられるよう配慮すること。
- (2) 児童生徒の非行や犯罪被害等の未然防止を図るため、スクールサポーターを効果的に活用するとともに、立ち直りのための支援活動及び非行防止教室の実施に当たっては、学校と連携して実施すること。

様式省略